

三鷹中央防災公園条例施行規則取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹中央防災公園条例施行規則（平成28年三鷹市規則第53号。以下「規則」という。）に関する規則の取扱い等に関し必要な事項を定める。

(営利行為の禁止に関する許可基準)

第2条 三鷹中央防災公園条例（平成28年三鷹市条例第7号。以下「条例」という。）第6条のただし書きの規定により、同条第1号に掲げる行為を特に必要と認めて許可する基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 三鷹市が主催、共催及び後援する事業で使用するとき。
- (2) 国、他の地方公共団体、市内の公共的団体等が、明らかに公益を目的とした事業で、その事業の参加者を対象とし、不特定多数の公園利用者等を対象としていないもの。

(使用の許可に関する許可基準)

第3条 条例第7条第1項の各号において、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が許可する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 共通基準

- ア 他の利用者の通常の利用に迷惑を及ぼしたり支障を来したりするおそれがないこと。
- イ 事故が発生するおそれがないこと。
- ウ 防災公園の規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- エ 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの及び人権侵害、差別又は名誉棄損となり、又はなるおそれのあるものでないこと。

(2) 募金その他これらに類する行為

- ア 他の利用者に支障を来さない箇所及び方法で行われるものであること。
- イ 公共の福祉に反しないものであり、防災公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。

(3) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催し

ア 公共性又は公益性に欠け、参加者等を不正に制限する催し物でないこと。

イ 主たる目的が広告及び宣伝行為でないこと。

ウ 主たる目的が物品の販売その他これらに類する行為は、前条を適用する。

(4) 業として行う写真又は映画等の撮影

ア 他の利用者の公園利用に、支障を来さない箇所、方法で行われるものであること。

イ 防災公園で行われる写真又は映画の撮影として不適当な内容でないこと。

(使用者の責務)

第4条 規則第3条第2項の規定により三鷹中央防災公園内行為許可書兼使用料領収書並びに同規則第6条第2項の規定により三鷹中央防災公園内使用許可書兼使用料領収書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 三鷹市並びに指定管理者との連絡及び調整に関すること。

(2) 規則第14条の規定の遵守に関すること。

(3) 使用開始時及び使用終了時における防災公園の施設の点検に関すること。

(4) 使用後の実績報告に関すること。

(使用申請の特例)

第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる事業については、規則第6条第1項の規定にかかわらず、優先して防災公園の使用の申請を受け付け及び使用を許可することができる。

(1) 三鷹市が主催又は共催する事業で使用するとき。

(2) 指定管理者が主催又は共催する事業で使用するとき。

(3) 国又は他の地方公共団体が公用で使用するとき。

(4) 市内の官公署等が公用で使用するとき。

(5) 市内の公共的団体等が公益上の目的で使用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項第5号の使用者が防災公園を使用するときは、使用を希望する日の属する月の5月前の1日から4月前の5日までに三鷹中央防災公園内特例使用許可申請書（様式第1号。以下「特例使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項の特例使用許可申請書の受付は、申請の順序による。

4 指定管理者は、第2項の規定により使用の許可をしたときは、使用者に対し三鷹中央防災公園内特例使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用の取消し）

第6条 規則第8条の規定により使用を取り消そうとするときは、使用日の7日前までに同条に規定する手続きをしなければならない。

（使用料の免除等）

第7条 規則第11条第1項第2号、第2条第2号及び第5条第1項第5号の公共的団体等とは、三鷹市芸術文化協会、三鷹市体育協会、社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会、住民協議会、三鷹市が出資等を行って設立した法人等をいう。

（使用料の還付）

第8条 規則第12条第1項第1号の使用者の責によらない理由とは、次の各号のいずれかに該当するときであつて、市長が認めるものをいう。

(1) 災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 三鷹市に暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報が発令されているとき。

(3) 台風の接近等により、三鷹市に影響が及ぶと予想されるとき。

(4) 屋外を使用する場合で、雨天、積雪、雷等の悪天候の場合又は雨天及び積雪によりコンディションが著しく悪くなったとき。

(5) その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定は、使用する時間区分の2分の1以上の時間の使用ができたときには、適用しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領の規定による防災公園の使用に係る手続きその他の行為は、この要領の施行日前においても行うことができる。

年 月 日

三鷹中央防災公園内特例使用許可申請書

（あて先）指定管理者

申請者 住所
氏名
電話

（法人又は団体の場合は、名称・代表者の氏名）

次のとおり三鷹中央防災公園内を使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
使用施設 及び面積	☐ 屋外 ☐ 屋内 m ²
使用内容	
その他必要な事項 及び添付資料	

※本特例使用許可申請の受付期間は、使用日の 5 月前の 1 日から 4 月前の 5 日までとする。

..... 下記欄には記入しないでください。

決定欄	許可・不許可
決定理由・内容	
使用料の減免	減額なし・全額減免
減免理由	三鷹中央防災公園条例施行規則第 11 条第 1 項 2 号 適用

決裁区分				

年 月 日

三鷹中央防災公園内特例使用許可書

住所
氏名 様
(法人・団体の場合は、名称・代表者の氏名)

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった三鷹中央防災公園内の使用については、次の
とおり許可します。

許可番号及び 条件	
使用日時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
使用施設 及び面積	☐ 屋外 ☐ 屋内 m ²
使用の内容	

使 用 料	
減 免 額	
減 免 後 の 使 用 料	